影山委員	5月27日に、事務局の安藤さんと中曽委員さん、宅野委員さんとで現地確認を行いました。 今事務局の方から、詳しく説明がありましたが、これは所有者さんが何十年も前から使用されていますが、ずっと資材置場になっています。 何年か前に農業委員会も不法投棄などいろいろありまして、何回か確認にも行きました。 またこの奥の佐野川の水を取るところまで茅野組さんが買っておられまして、これは確か、登記は済んでいると思います。ただ入口のところの分が残っていたようです。 これはこしき団地と、その下に下村組が宅地造成をして宅地になっているところのかみ側です。 ちょうど農協のこしき団地のLPガスの基地があったところのかみ側です。 ここがちょうど、上には構造改善で田になっていますし、この右側は、福祉の関係の施設『ほたる』が建っているところの近くです。 これもずっと茅野組さんが資材置場とかにされていまして、何十年も農地としては維持していませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	宅野委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
宅野委員	影山委員さんの言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	中曽委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
中曽委員	影山委員さんと同意見ですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	説明が終わりましたが、この件について、皆様何かご質問・ご意見はありますか。
畑委員	確認ですが、登記が何年頃に行われていますか。
事務局	昭和55年ですね。39年前です。
車議長	他には、ご質問等ありませんか。
車議長	他にないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	議案第11号につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第11号は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
車議長	続きまして、議案第12号の1　農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案の朗読 こちらにつきましては、実際には譲受者がずっと牧草を作っておられたようですが、基盤法の届け出等による利用権の設定がなされてなかったということですが、この度、譲渡人の方から譲受者のほうが3条の申請により、譲受をしようということで申請がなされているものです。 現況としては、牧草が生えているような土地となっています。
車議長	事務局からの説明が終わりました。
車議長	地元委員の赤井委員さん、説明をよろしくお願いいたします。
赤井委員	先月5月30日に、事務局の草原課長、安藤さんと推進委員の中村委員さんとともに現地確認をさせていただきました。 今、事務局の方から説明があったとおりですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	中村委員さん、この件について何か補足説明はありますか。
中村委員	さきほど赤井委員さんの説明のとおりで、なんら問題はないと思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
車議長	説明の方が終わりましたが、この件について、皆様何かご質問はありますか。
木村委員	1757の1というのは登録してありますが、1757の2というのは、入っていませんか。 この地図で見ると、含まれているような気がしますが。
事務局	台帳地目が畑になっていないので、1758と1757の2というのは、その下の法面みたいなところです。 林原さんが持っておられて、全部宮崎さんが購入されるはずです。 農業委員会には台帳地目が畑になっているものだけをかけるというようなことになっています。 真ん中の畑だけを売って、端にある原野のところだけを林原さんも残して持っておられても、全く意味がないので、畑の周りに原野がくっついているような地番構成となっています。 全部そのあたりの土地を、宮崎さんが購入されるということだそうです。 名義は全部、林原さんになっています。
車議長	木村さん、よろしいでしょうか。
木村委員	はい、いいです。
車議長	他には、ご質問等ありませんか。
車議長	他にないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	承認される方の挙手をお願いします。
車議長	この件について、何かご質問はありますか。

令和元年度6月農業委員会定例会議事録

召集年月日　令和元年6月10日(月)
召集場所　西伯郡伯耆町溝口652番地1　溝口公民館3階大会議室
出席者　農業委員　7名、最適化推進委員　11名
事務局2名

1　開会宣告	午前10時00分
事務局	これより令和元年度第3回目の定例会を開催します。
2　会長挨拶	皆様、おはようございます。第3回目の定例会を開催しましたところ、何かと忙しい時にご都合をつけていただいて、ご出席いただきましてありがとうございました。 田植の方も、主食用米の方は終わったのではないかと思っています。今、飼料用米とか、WCS米の方は最後の追い込みで頑張っておられる方があろうかと思います。 今年の田植時期は、大変降水量が少なく、ついこの間は、日野川の取水制限まで出ましたが、先週末に強い雨が降りまして多少水位も上がってきたのではないかと思っています。 今年の夏も、梅雨も雨が少ないのではないかと予想され、水不足が心配されます。田植が終わっても、夏の盛りの草刈りも始まります。皆様体調に気を付けて、農作業に精を出していただきたいと思います。 これをもちまして、冒頭の挨拶に代えさせていただきたいと思います。
3　議事録署名委員選任	議事録署名委員は、4番畑委員・5番亀山委員にお願いします。
4　報告事項	
	【報告第5号　農地法第3条の3　第1項の規定による通知書について】
	【報告第6号　農地法第18条第6項の規定による通知書について】
車議長	報告第5号、報告第6号を一括して、事務局より報告をよろしくお願いします。
事務局	報告書第5号の朗読
事務局	報告書第6号1～14の朗読 合意解約の関係となります。これは金屋谷の方が、今まで入江さんとか松本さんと利用権の設定をされていましたが、この度、金屋谷の方で農事組合法人を立ち上げられまして、今度そちらの方に借り手を変更されます。あとの議案の方にも載せていますが、基盤法に基づいて利用権の設定の借り手をそちらに変更するということで、合意解約が出ている案件となります。 以上です。
車議長	ただいま、事務局の方から報告がありましたが、これにつきまして、何かご質問はございますか。
車議長	ないようですので、報告第5号、報告第6号、報告させていただきます。
5　議事	
車議長	議事に入ります。
	【議案第11号　農地法の非適用に係る証明願の審議について】
車議長	議案第11号の1　農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案の朗読 所有権移転が、昭和53年頃に行われている案件です。
車議長	事務局からの説明が終わりました。
車議長	地元委員の影山委員さん、説明をよろしくお願いいたします。

車議長	ないようですので、議案第12号につきまして、承認される方の挙手をお願いします。
車議長	議案第12号は、挙手全員により承認（全員異議なく承認される）
	【議案第13号　農用地利用集積計画の審議について】
車議長	続きまして、議案第13号　農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をよろしくお願いします。
事務局	議案の朗読 さきほど話をいたしました合意解約をされたものにつきましては、『農事組合法人大山五人衆』ということで、今年の4月に法人を設立されまして、さきほどの借主の方をはじめ、そちらの方が構成員ということで、5人で法人の設立をされたものにも貸し出しをして、借受人ということにもなっています。以上です。
車議長	事務局からの説明が終わりました。皆さん、何かご意見・ご質問はありますか。
影山委員	前回の定例会でもお聞きしましたけど、今回も『五人衆』の借受年数は5年となっていますが、中間管理事業の年数の数え方について、今回、見解を説明されるということでしたので、説明をよろしくお願いいたします。
事務局	中間管理機構に確認しましたところ、特に年数の制限はないという回答でした。 関係あるとすれば、補助金とかの関係で、10年というのは示したことはあるようですが、特に何年だからだめだということは中間管理機構としてはないということです。そういう回答でした。以上です。
影山委員	初めは10年ということでしたので、昔から10年で設定をしてきたが、この間頃から5年でも3年でも1年でもいいという話になってきたが。
事務局	事務局としても、10年以上というのが補助金とか給付金とかのいろいろな制度が使えるというふうに思っていましたので、10年というように考えていましたが、中間管理機構自体としては、何年ということはないということを、この間電話で確認した時の回答でした。 ですので、1年でもよいということです。再配分が出来るかという話もありましたけど、その辺りは実際今の中間管理機構としては、ある程度借り手が見えていないところとかがあまり利用権を受けてくれにくい状況かなということがありますが、実際には、1年でも構わないという回答でした。
影山委員	そうすると、それは中間管理機構が成績を上げるためではないのか。
事務局	個人的にはそう言われても仕方がないかとは思います。
影山委員	最低でも3年とか5年とかならわかるが、1年でもいいということになると、ただ実績を作るためとしか思えない。
事務局	実際に、1年で中間管理機構を通したら、面倒なことばかり多くなると思います。 メリットとしては、機構の方にお金を払えば、中間管理機構の方が貸主の方へお金を支払ってくれます。ただこれもお金でないと、メリットが少ないかなと思います。 機構の事業の補助金というところがメリットかと思います。
影山委員	貸主が有利な場合は、どんな場合ですか。
事務局	貸主が有利な場合としては、農業を離農するとか、経営転換をするとかの場合です。 経営転換の協力金というのが、10年以上でないと、お金が出ません。
影山委員	農業を辞める人はどうなのか。
事務局	辞める人には10年がいいです。 ただ経営転換とか離農とかの場合は、自分の農地を全部出さないといけませんけど。
影山委員	それ以外の場合は、1年だろうと3年だろうと関係ないのか。
事務局	年数は関係ないですけど、地域集積協力金というのが、地域の中で何パーセントその方に集めるというのがあって、それは6年以上貸して、かつ、その地域分の集積したものが20パーセント以上、例えば地域に10ヘクタールあるとしたら、一般地域ですと、2ヘクタール集積するともらえるような協力金というのもあります。
車議長	それが6年なんですね。
事務局	6年以上です。
影山委員	今回の金屋谷の五人衆の場合は、どうなるのか。
事務局	あれは基盤法です。 とりあえず、まずは基盤法でやろうということになりました。
事務局	中間管理機構でやれば、何かしらの対象にはなるかも知れません。
影山委員	借りる人も1年1年更新するのは大変ではないか。
事務局	担い手機構の補助金というのが、認定農業者が3年以上借りると、更新時と貸付時に反当8，000円出るという補助金がありますが、それだと3年が一番効率がいいです。
影山委員	今回の金屋谷の五人衆の場合は、どうなるのか。
影山委員	3年ごとに更新したら、結構いい金額になります。

事務局	3年ごとに更新したら、反当8，000円が出ます。 それは、借主にとって都合がいい補助金です。ただ無償は駄目です。有償で、3年以上です。だから米でもいいですし、お金でもいいです。 あといろいろな町の補助金がありますが、どこがいいかということは、検討していただければと思います。ただ持ってこられたものに対して、こちらがいいですよということは説明しづらいところがあります。
事務局	すぐに始めたい時に、中間管理機構を通すと、やはり1か月くらいの時期の遅れはどうしても出てきます。こちらの農業委員会にかけて、さらに県が公告しないと利用権設定が出来ません。 すぐに始めたい場合は、ちょっと時間的になかなか難しいところがあるかも知れません。
事務局	県の説明会で、中間管理機構を通す分も、1回の分でオッケーとしようとの話が昨年ごろからずっとありましたが、まだ様式等が示されていません。
事務局	そうなれば、こちらはこちら、管理機構は管理機構ではなくて、一括した様式で出来るとは言っていますが、まだそういう様式は指示がないということです。
影山委員	合意解約の場合は、またややこしくなりませんか。
事務局	ややこしくなると思います。2つ出てくるので、管理機構は管理機構でして、こちらはこちらですることになります。 正式にいうと、10年とかで補助金や給付金をもらっていると、まだ例がありませんが、それを辞めたと言われると、返還というのが出るのではないかと思います。ただ多分、貸しておられる方は返してくれと言われることはないと思いますが、借りておられる方のほうに、何かあった時に、10年と言っていたが、10年はやはり出来ないといわれる可能性はあるかもしれません。 1人でやっていると、いろいろ大変なこともあるのではないかと思います。 幸いにして、こちらではありませんが、他では結構、担い手の方にいろいろあったりすると、日南とか日吉津の方では聞いています。
車議長	影山委員さん、期間の件は、これでいいでしょうか。
影山委員	いいです。
車議長	他に何か、ご質問ありませんか。
車議長	無いようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	議案第13号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
車議長	全員賛成で、議案第13号は、承認されました。
	【議案第14号　農用地利用配分計画(案)の審議について】
車議長	続きまして、議案第14号　農用地利用配分計画(案)の審議について、事務局から説明をよろしくお願いします。
事務局	議案の朗読
車議長	事務局からの説明が終わりました。皆さん、何かご意見・ご質問はありますか。
畑委員	長者原さんは5年と言われましたけど、この契約書を見ると、10年となります。両方とも令和元年7月1日から令和11年6月30日までとなっていますが。
事務局	令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年に訂正して下さい。
車議長	他に何か、ご質問ありませんか。
車議長	無いようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
車議長	議案第14号について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
車議長	全員賛成で、議案第14号は承認されました。
車議長	本日の議案は、すべて終了しました。
6　その他	
車議長	広報委員長の方から、7月に発行します農業委員会便りの件について、ご説明よろしくお願いいたします。
亀山委員	農業委員会便りの方が出来ましたので、ごらんいただけたらと思います。 まず1ページ目に農協との協力で、『星空舞』の写真と、田植時期の写真と一橋さんを載せさせていただきました。2ページ目は農業者年金と、今年も行われます農地パトロールの件です。これは昨年の写真ですが、3ページ目に頑張る農家さん一家の写真が載せてあります。4ページ目の方が農地転用制度、今年4月に異動になられました安藤さん、編集後記では井澤さんの方に、お世話になりました。 何か、ご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。 7月25日の区長便の方で、配布したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
車議長	それでは見ていただいたとおり、これで7月25日に配布させていただいてよろしいでしょうか。
車議長	それではそのようにさせていただきます。他に事務局から何かありますか。
事務局	鬼の里テレビの方から、また今度農業委員会の定例会の様子などを取材させてほしいとの要望がありますが、いかがでしょうか。

事務局	例年の農地パトロールの様子と、定例会の様子もどうでしょうかとの申し出がありましたので、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。
井上委員	ここの会場を撮られるなら、議決権のある農業委員さんと、推進委員さんを分けるとか、あるいは名札を入れるとか、議長席を設けるとかしないと、映像的にわかりにくいと思います。
車議長	テレビの撮影に来ていただいてもよろしいでしょうか。
畑委員	それはPRのためにはいいと思います。 農業委員会がどういうことをしているのか、あまり一般の方はご存じないでしょうから、定期的にでも映してもらった方がいいかと思います。
車議長	来月の定例会の前に、農地部会を午前9時00分から開きたいと思います。
車議長	来月の定例会は、7月10日水曜日午前10時00分から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 本日は、以上で閉会いたします。
7 閉会	午前10時40分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

4番 畑 嘉夫

5番 亀山 英登